

一君一民辨

123

251

013839-000-0

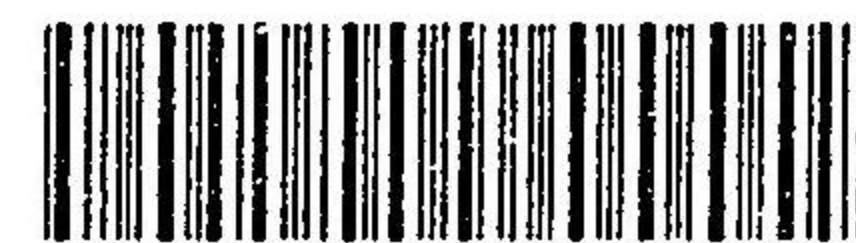
123-251

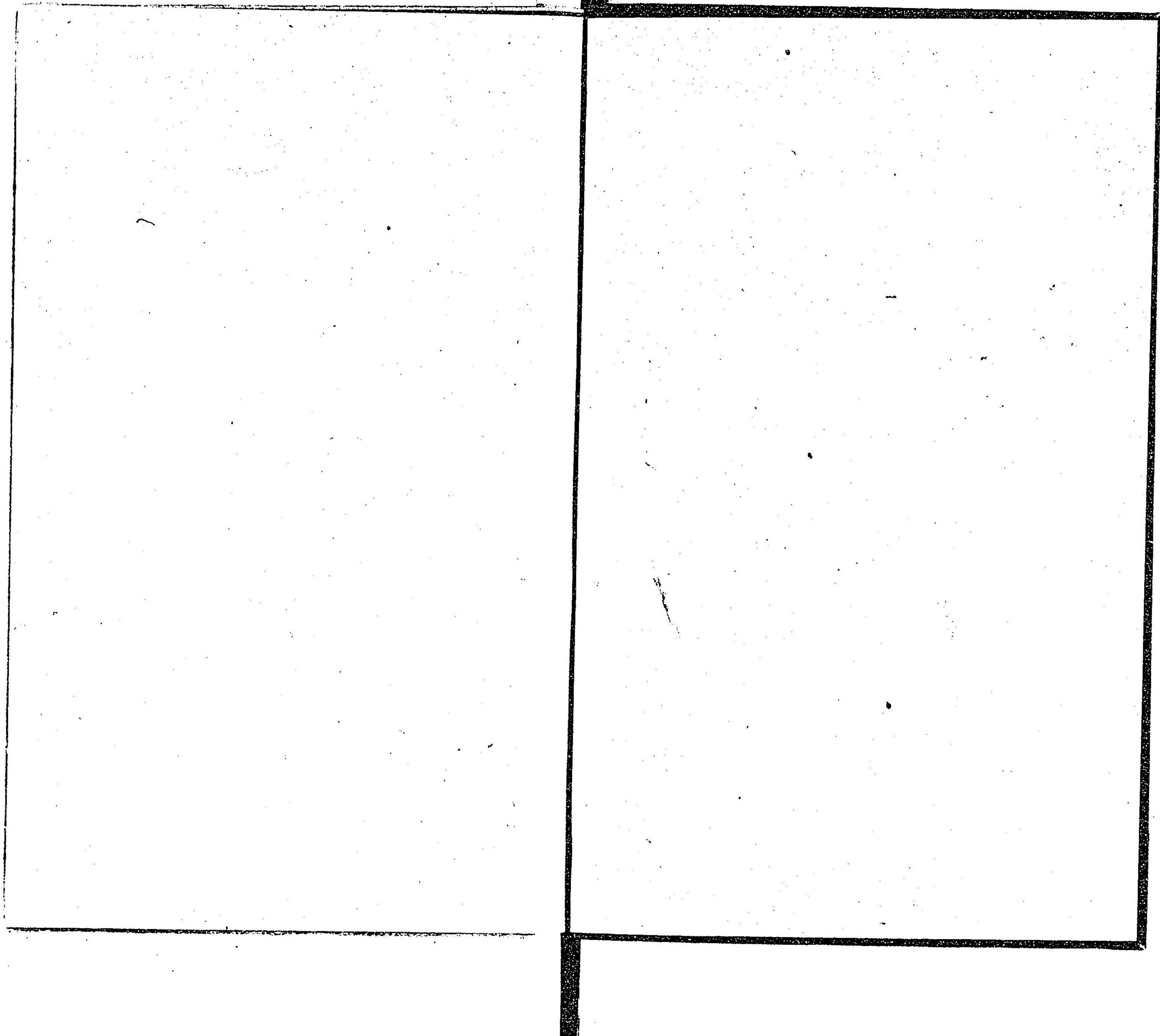
一君一民辨

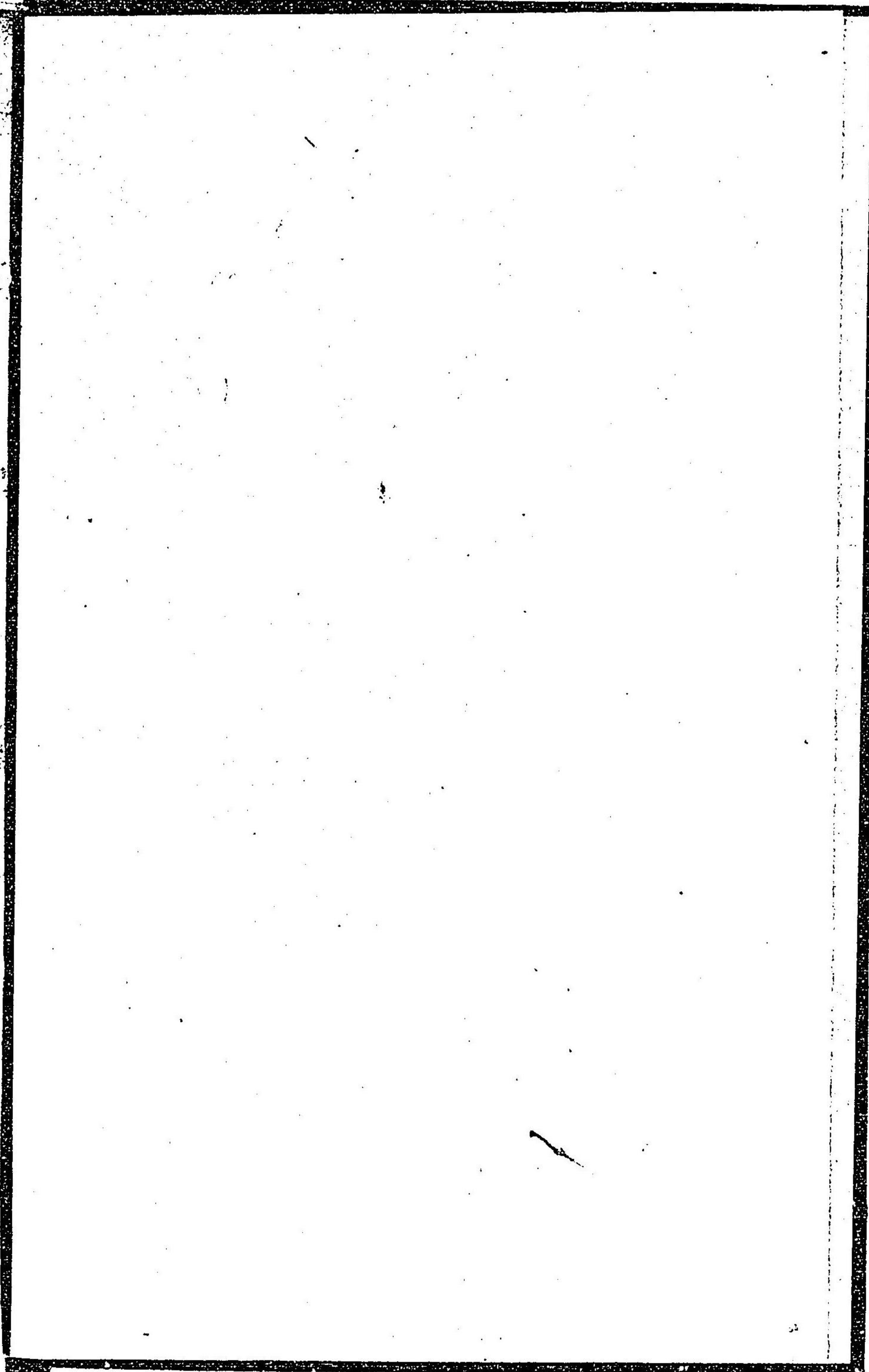
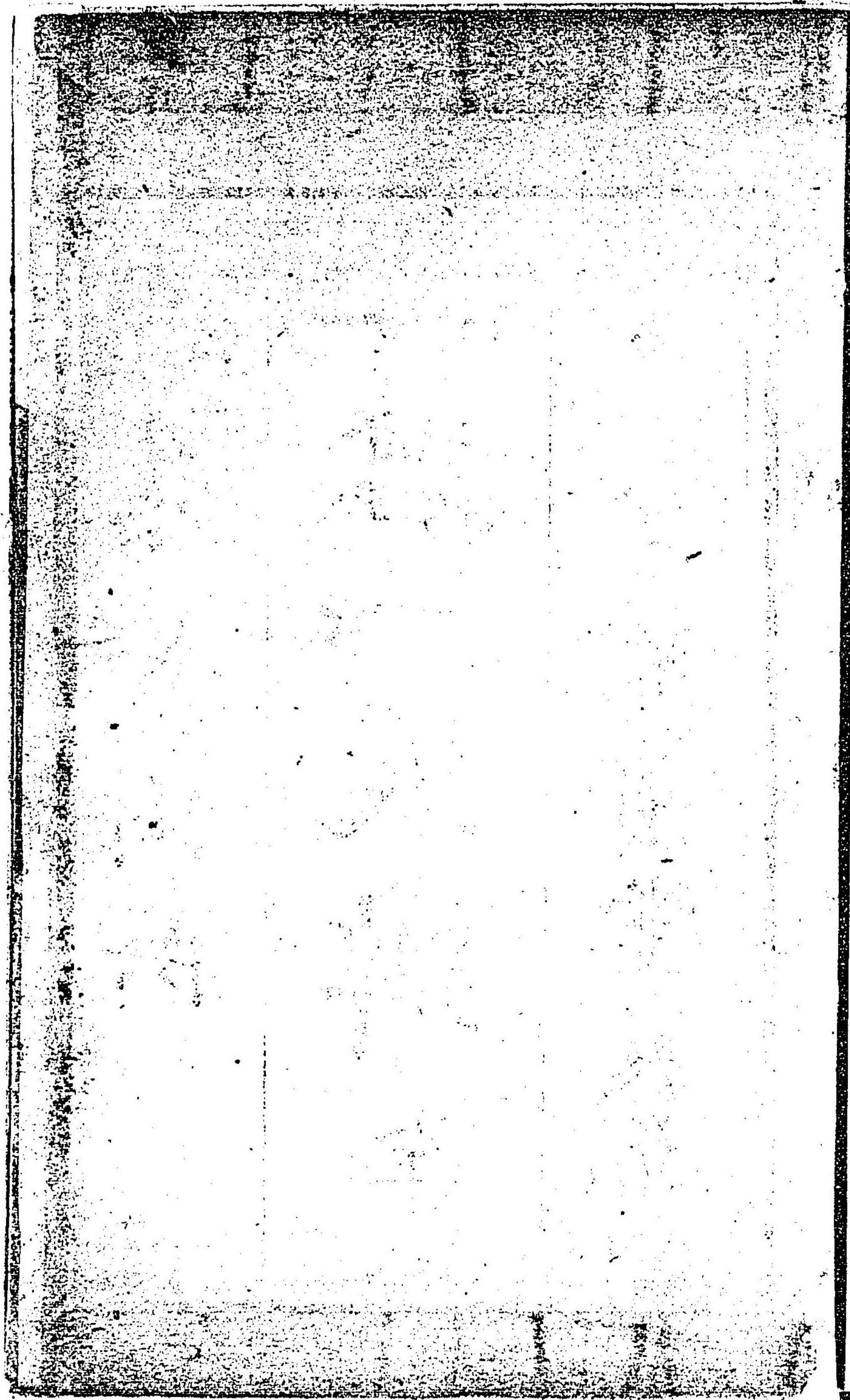
近藤 芳樹 / 著

M3

ABB-0048









近藤芳樹撰

一君一民辨 全

英蘭堂發兌



一君一民辨

第一則

近藤芳樹

ツヨト豊葦原トヨアシハラの國クニを建タテタママへスヤ。君ミコをタシメテ民タをシラセル

み。天照大神アマテラスオホミカミの御子孫ミマゴ。天地アメノチの共トにトシス。

知チカヒシ食タハシ。民タハシ一ヒト民タみタ。貴ウツクシきニもシ賤シノブきニもシ皆ハ

農ウラハふレれド漢國カンクニの如ニク。君ミコみタ禪讓放伐シヤウジョウバツの事コトありシ。民

みシ士農工商シノウコウカウの別ワケありシ。神代カミヨよりモ引續ヒキツきテ數千年スウゼンネンの間マヒ。世治セヂりシ國平クニヘらシありシ。清和天皇セイワテンノウの御代ミヨ。

小搆政コカタクありシ。陽成天皇ヤウセイテンノウの御代ミヨ。關白カンパク初ハジりシ。後鳥



近藤芳樹撰

一君一民辨 全

英蘭堂發兌



一君一民辨

第一則

近藤芳樹



豊葦原の國を建^{トヨアシハラ}よま^{クニ}へ^スや。君を^{ミコ}と^シて^ス。天照大神の御子孫。天地の共^{アマテラス}よ^ニと^シて^ス。民は^{タミ}一^ニと^シて^ス。貴きも賤^{ウツクシ}きも皆^{ナラ}農^{イノ}も^ヒれ^ド。漢國の如く。君は禪讓放伐の事あり。民は士農工商の別あり。神代より引續き。數千年の間。世治り國平らあり。清和天皇の御代。小攝政あり。陽成天皇の御代。關白^{ハツシロ}初^{ハジメ}り。後鳥

羽天皇の御代に征夷府建しりり掛卷も恐らけ
まど。天皇天下の政を御自ら行を給ふと能
まへありて。凡千年ものりも常闇ゆく世あり
ふ時ありり。聖帝御位に即を給ひて。何どもふ
く。攝關將軍を停められ。國々の大名も。さふ版籍
を朝廷ふりり。奉りり。浮雲晴て天つ日の
まとの光ふあれり。如く古つふ復りふり。然
るふその將軍大名に仕つ来り。武士。これまど
あまの領地を有ち。何れもこの俸祿を得りし
が。俄らその地を收ら。其祿を減せられて。朝廷

の御所置をいりふどやと傾きり。ふる輩も何
ふり。あまの。大古建國の體を知らぬま。ふ志
ら公を後言あり。あれり。今とさらけ徒を論さむ
が為。皇國の一君とふも。あまの。詳に分辭を
むと。抑神代に。天照大神の皇孫に。此豊葦原
の大八洲國を事依り給ひて。寶祿之隆。當與天壤
无窮。其と祝て。三種の神寶を。その徴とあり。さむ
ひり。谷蠖のさわり。極之潮沫の。と。さむ。限。
盡り一人り。統御まど。詔給つる御言あり。大
れ。依り。何不生。天下之主者。と言舉り給ひり。

始め。遂に皇孫茂立て葦原中國の王とせんとか
 もるす。まゝ皇孫小勅給りて葦原の千五百秋の
 瑞穂國のたれまが子孫の可王之地也。あどく書
 紀ふ見えざる。主字王字を共々伎美と訓ふ言義
 を考ふる。伎の久爾の約美の母知の約ありて伎美
 の國持あるが。即天皇の大八洲國を有ちてすふ
 義の言あり。儀禮の喪服ある君字の鄭注ふ。天子
 諸侯及卿大夫有地者皆曰君としひて。君字の地
 茂有て人の事ありて解る。よく伎美としふ
 言ふ符あり。されど彼の上古にてもる封建の制

ありてあり。天子諸侯卿大夫をありてあぐてみ
 ぶ君としり。皇國の上古も神武天皇。天下を一
 統一するありとあり。猶東北の國あり王
 化の至らぬところありて。神代より。其地を領と
 ける。尨帥も多く。まゝ皇族及功臣に地を給ひて
 ぶもあやぐ。それらの子孫。各國郡茂有ちりし
 まゝ。かのづくり封建乃體をあせる所々もた
 り。うご。まゝ當時の自然の勢ひより。あつたれ
 り。ふて。天照大御神乃皇孫。御任の本意あり
 あどく。標注令義解の開題。上古封建あり
 の形勢

支那の字を借つての
 事あり。此書よりて。其詳あることとを明む
 べし。故その原始をいふ。此大八洲の天皇御
 一人乃有ち給つる國一と。天皇の外あり。一撮
 の土をも私とあせる人ありさるべき理あ
 り。伎美と天皇御一人に限る稱ありけり。
 然るも天皇のそあるは。皇子茂始奉り。四世五世
 の御親族ももつて。必す於保伎美としひ。臣下
 もも大臣も。和名抄に於保伊萬宇智伎美とい
 ひ。萬葉集あり。元正天皇の御製みまは。臣下をさ
 へ。かみまは。つぎと稱するらる。とよむせ給

つる類うれあれ見え。姓も佐々貴山君。阿祇奈
 君。其外君と稱する尸多カチ。但後ふ。公字をとて
 法ひふ人み對ひての言問ふも。某君と唱ふと
 とあり。伎美の言義の知られざりしより。か
 のづから迄稱もも用力をいひ。臣連伴造乃
 朝廷の政み預り。國造の諸國の政代行つるも。天
 皇一君乃輔佐あり。さるは元けれど。漢土の上
 世の公侯伯子男卿大夫の如き者。皇國より更
 らあり。さるは儀制令の義解ふ。君謂天子
 也。とらる。此言義をよむ弁つる注あり。あ

りけり。まゝと民を多美としり。多ハ田あり。美ハ志
 也。母知の約あり。多美ハ即田持の義あり。伎美
 多美の美。と。この多美を多加良としり。多加良
 ハ田旗あり。加良ハ生族家族の加良。同ドク。田
 を作る輩としり。言あり。天皇のやびこ。垂拱て。
 天下を統御ハ。この田族より租調を献りて。供御
 不備ふまが。故天皇の寵。愛給ふ。田族
 あり。これより。世より。愛
 物也。あづま寶としり。あむ。ふ三種乃
 神器也。神寶としり。金銀珠玉也。皆多加良と

しり。あれり。然。幾世の人本末を取ら。つ。
 金銀珠玉を多加良としり。本。民を多加良
 としり。末の如く思つ。誤あり。古事記傳の
 中。古。多加良の民あり。其言義を失ハ
 ざり。と思され。江家次第非常赦の條。罪人を
 免。給ふ所。為。公御財御調物備進禮とあり。財
 假字也。調を獻。者也。田族としり。明證あり。
 田持と御民。田族を大御田加良と。御
 字大御字を加。つて云。田。天皇の有。給
 つ。地。幾。百姓。給。りて。作ら。め。給。故

小御字も大御の字も共く百姓の私有ありぬと
 我ありせし言あり。萬葉集ふ。天平六年海犬養
 宿祢岡麻呂應詔歌。御民吾いけりしあり。
 天地のさうゆる時ふあへりくあもつた。とよめ
 うの。自のうくく御字をてくそり。その防長の民
 いづつ。歸り御百姓。此入續日本紀。見えねど
 といつ。此義あり。此入續日本紀。見えねど
 も。詔を奉て歌あり。たろりあれば。无位无官乃
 平民。いあら。書紀の孝徳天皇四年。入鹿を誅
 せられ。件。海犬養連勝麻呂あり。たれ岡麻呂
 の先祖あり。連を後。宿祢改めさを給つ。

あつ。づ。されが名家あり。と。し。て。ん。も。更。あ。つ。我。
 自ら御民吾とよめ。我。以て。朝廷。仕。あ。る。官。入
 も。ぬ。お。民。あ。る。を。知。づ。し。や。と。開。化。天。皇。の。皇。子。日
 子。坐。王。の。子。小。丹。波。の。美。智。能。宇。斯。王。と。い。ふ。が。何
 り。此。御。女。兄。比。賣。弟。比。賣。ハ。ま。さ。し。く。開。化。天。皇。の
 御。曾。孫。あり。これ。バ。し。て。や。三。世。王。あり。を。古。事
 記。小。公。民。と。い。つ。を。以。て。天。皇。の。御。親。旗。も。こ。ま
 民。あ。る。を。知。づ。し。ま。と。増。鏡。の。桓。武。天。皇。の。御
 子。式。部。卿。親。王。と。聞。え。し。より。五。代。の。末。小。平。將。軍
 貞。盛。と。い。ふ。人。惟。衡。惟。時。と。ま。り。の。子。を。い。ふ。

りけり。中畧との惟時があぐりひ。ひとすらふ民とありて。平時政としよ者のそと。伊豆國北條のちゆりとうやふ在め。と何をも以て。北條時政あとの如き譜代の大名も。皆民ある事を知るべし。民は良賤あり。上よりつゝ所の民はこふ良民あり。賤民は五等あり。官戸。農戸。家人。公奴婢。私奴婢。とあり。委くは標注令義解よりつゝり。源平威衰記あぐり。家子とあり。家人あり。郎等とあり。私奴婢あり。此家の子。菜花物語。くくのそと。其外。いづの子とあり。と別あり。上一人を置奉りて。其外は皇子皇孫を始め。諸臣庶人。ふ至るまぐ。貴きも賤きも。あぐりあぐり民とせさを給つる。人の身をまぐもち。家をとくのめ

ふ種々の業多しとらつども。衣食乃つゝの為あぐり。あぐりあぐり。及び稲田。戎耕して穀を作。り。桑田と墾きて。蚕を養ひ。まぐ衣食をして足らしめ。これを基本とあぐり。まぐ後。朝廷あぐり仕。つ。自家をも治つゝ。大旨あぐり。言卷もつゝ。こゝど。皇孫の御名。戎。火。瓊々。杵尊と申は。古事記傳。穂之丹。鏡君。ふて。稲穂。因れる御名あり。丹と。穂の赤熟め。をらふと云れ。まぐ如く。稲穂。まぐりて。稱つゝ。御名あり。まぐ皇孫乃妻問し。給つる時。機織る音を聞給ひて。手玉もむらふ機

あつた少女の誰が子とやらにせ給つらん。后妃を
 も。女工をよみて選むを給ひ。即ちその妃の御名を拷
 幡千々姫とよむをよみて織経乃とよむをよむ。こまを
 以ても。うゝ大八洲の主とよむ帝と后とよむ。農
 桑のあつたつ。御名をわらちはん給つる。聖慮を
 弁かべし。うゝてのち。崇神天皇の御代。男は弓
 端之調女。手末之調とて課を給つらん。田租の
 外の調物のとよむ。男は弓矢をよむ。つて。禽獸
 を取り。その羽毛皮肉を貢り。女の手末とて糸を
 操り。絹純布帛を貢り。とあり。これ崇神の十三年

の紀に載られしとら。ども。實に此御代に
 まれしふのあつた。舊き制めて。田あれど租賦あ
 り。身あれど調役あつた。當然の理あり。されども
 上世の何事もあつた。御民の有らん。田も。
 一人しり。と定まり。あつた。ざりけら
 一。孝徳天皇乃御代。至る。漢様。倣を給ひ
 て。細く。沙汰し。かまて。させ給つらん。その此天皇乃
 御紀と。大寶令とを合せて。その大概をいせん。か。
 大臣の封戸職田あり。五位以上。の位田あり
 て。官位高き人。御田をよむ。賜たり。持たり

としくどもしそめり其人ふ就ての口分田ハ尊
き位を極めしる人も。无位无官の百姓も。共ニ男
ハ二段。女ハ一段百二十歩の定め。夫婦の田。合
せて三段百二十歩あり。子あれば。男子あれば。父
ふ同し。二段。女子あれば。母ふ同し。一段百二
十歩。共ニ六歳よあつても待て給ふ。さうくつみ。一
民も田地も。ぬ者あられ。食ふ乏しきともあつ
住宅の垣内。其外空閑の地。桑を殖て。蚕を養つ
が。衣も。缺るとあし。農桑のあつ。人家の専務
あれ。職官令あつ。京職。諸國の長官の職掌あり。

勸課農桑と見え。禄令あり。皇親大臣以下。盡く
蚕を賜り。官人及び學生。田假を賜り。を以
て。上古農桑を勤め。衣食の營ふ。心。其盡さ
め給ひ。し。と。知るべし。かくの如く。天下の蒼生
より。士農工商とわちちて。おれを四民といふ。つ
こい。漢籍にて。管子。始て。みえ。つ。と。顧炎武の
日知錄。いひ。つ。皇國にて。續日本紀。より。こ
う。四民の稱。うれ。れ。あれ。ど。こ。子。農。より。出。と
る。もの。う。つ。農。の。う。ち。よ。て。文。武。の。才。あ。つ。が。士。と
あ。つ。官。造。り。巧。み。あ。つ。が。工。と。あ。つ。交。関。り。精。し。ま
が。商。と。あ。つ。て。士。工。商。と。し。く。ど。も。農。を。離。れ
と。つ。い。元。れ。が。そ。の。ま。と。い。農。の。一。民。あ。り。

第二則

古への御代し。御子代御名代として。天皇御自らの

御為。まゝ皇子右妃あどの為。置を給へる。其部
とりよ。そのあり。ちれもみま田地あり。古事記垂
仁天皇乃皇子返を舉ぐる中。伊登志和氣王の
无子。まゝりて。御子代とて。伊登志部を定む。ま
ゝ武烈天皇の御事をりつる件。此天皇の太子
まきぬふよりて。小長谷部を定むとらる。武烈
天皇の御名を小長谷と申奉るふよりてあり。ま
ゝ景行紀。功名を録んが為。武部を定むとあ
る。日本武尊の御名代あり。まゝ古事記仁徳天
皇乃段。太后石之日賣命の御名代とて。葛城

部。太子伊邪本和氣命の御名代とて。壬生部。水
齒別命の御名代とて。蝦部。下畧。を定給ひ。まゝ
武烈紀。朕御子まきぬ。何ふよりて御名を傳へ
む。古の例のまゝ。小泊瀬舎人を置て。御名代
とて。萬歳。忘れさらしめん。まゝ清寧紀。御
子まきぬを恨て。三種乃白髪部を置て。御名代と
して。御名を後世とて。め給へり。の大伴金村の
奏請。まゝ安閑紀。天皇。大伴金村。勅。給
見え。朕。四人の妃あれども。嗣。まきぬ。萬世の後
朕名絶む。此をいづくまづき。金村奏。曰く。こ

國家の例嗣の有無をいふは。物よりて御名
 をとぐ先給ふ。請ふ后妃の爲る。屯倉の地を建て。
 後代に留めしめん。とある如く。天皇を始め。皇子
 后妃に至るまで。御跡の年を經るまで。不夫を名
 せんと。田地に御名を留めて。其田を作る民の部
 を置き。これを後世に遺し傳へしめ給ふ。これ即
 御子代御名代乃屯倉あり。後世の田卷し。貞永名
 吉井名あざむくやうふ稱をも。田地の字ありて。屯
 れを名田としらふも。名代と同じ。屯倉の屯。字書
 聚也とあり。勅兵而守曰屯。と字書にいへれど
 も。皇國にては。屯田ありて作る所の

穀物を納る倉ありしより。あれこの屯倉をミヤケ
 の。聚の義を取れしものあり。この屯倉をミヤケ
 と訓む。即御家あり。ヤケミヤカと通ふ。源氏物
 語。家をヤカとあり。書記
の訓ハミヤカと見えし。そもく民に班ち給ふ
 公家のヤケミヤカと見えし。そもく民に班ち給ふ
 口分田の天子の知し食を地ふのあれども。そと
 天下公共の田あり。御自らのものより物といふ
 らば。彼御子代御名代も。天皇皇子后妃乃私の御
 料ありゆゑなり。其屯田のあり所々ふ。屯倉を構へ
 て。屯田より貢る所の租調を聚め置るあり。わ
 周防の府中。三田尻とあり。里ありて。其遠く
 ぬ河辺に。蛭殿と字を置る處あり。按し三田の屯
 田にて。その後あり。里あり。三田尻とあり。屯
 ぐ。きと頭蔵の屯倉あり。ミヤケふるを。後世に

ヤケの義を知らず。トニガウと唱へ来りし。いとつとあへ頓蔵とけりけり。僧名もまがへて。主字をさへ加へし。あつて。屯田屯倉の園々多し。ありしとあつて。今も三田三宅とあり。苗字。所々。故に屯倉としよ。まゝの天皇の屯倉の天下の庶民より貢う租調庸の外。天皇の御料あつた。後おのこを掌る人の領地の如くあり。御料の御領あり。天皇のまゝ皇子后妃の御子代御名代も縁ある王臣まゝの家祿とありて。はひは其人々の私領乃如くあれり。あつて。その證は古事記の都夫良意美の官軍を圍すれし件は五處の屯宅を朝廷に献せしとありて。その注し

所謂五村屯宅者。今葛城之五村苑人也。此都夫良の書紀に圓とあり。人々々。葛城の襲津彦の孫あれば。葛城ハその産土あり。其所の屯倉を。そと襲津彦の女。仁徳天皇に皇后とあり給へり。しうを。上件に載せし。如く。皇后の為。葛城部を置き給へり。皇后は生族あり。ふり。圓の私領とありて。雄略天皇に献て。罪を贖されし。仁徳紀に。額田大中彦皇子倭の屯田及屯倉を知行んとて。其屯田司於宇宿祢。汝も此地を掌るべし。此所ハ。大山守の

地あれバ。それ掌つづくと宣つる。我。淤宇大鷦鷯
 尊ミコト申し。くぐ。尊あれ。我。倭直祖祖麻呂アサヒノミコトが弟。吾
 子コ籠コふ。問し。め給つる。不。吾子籠申さく。倭の屯田
 と御代々々の天皇乃屯田あり。山守地ふ。あら
 ばと申さり。山守地あれバ。吾掌つづくと。大仲彦
 の宣つる。此皇子。大山守皇子と。御
 同腹の兄弟あり。大山守の地を。吾が
 物とせん。理。御つりとおぼし。ての。と。く。
 の如く。倭の屯田屯倉。天皇乃御領あり。我。大仲
 彦皇子の山守地とし。ひ枉げ。已。領とせん。と
 し給へり。皇子后妃ふ。その御領と。御名代
 の地を給はらん。も。さ。も。何ふべき。と。天皇の現

天下我推あづて。知しめ。せり。然る。み。く。御自ら
 の御領と。私領め。く。き地を。殊。置せ給つる。
 理。か。ま。さ。い。い。く。あれ。と。ま。と。表。ご。ら。そ。く
 租賦の取用の難く。思召を。とも。つ。り。て。く。ち。く。の
 御雜費。代。為。う。つ。御名を。これ。傳。給。り。ん。が
 為。し。う。く。所。を。置。を。給。つ。る。を。し。と。ま。く。も。年。經
 れ。る。ど。ふ。さ。る。亂。れ。の。あ。り。我。思。つ。が。御代の替
 ら。せ。給。ふ。従。ひ。つ。る。掌。つ。人。の。私。領。と。あ。れ。る。も
 多く。は。ひ。ふ。其。所。ふ。住。む。民。よ。り。其。私。領。と。て
 有。る。人。も。其。地。の。君。乃。如。く。思。ひ。尊。公。仕。さ。く

ふ。あつづくら。封建乃體とあせらる。あつづら。於
て朝廷の御藏入。やうく減し。ゆま。い。か。孝徳天
皇の御代。至る。あれを沒收して。群縣乃體。改
めさせ給つり。書紀の大化二年三月壬午。皇太
子中大兄。奏請し給つる事あり。その大旨。古
の御代。置と給つる。子代入部。皇子返の御名入
部これ御名。皇祖これ皇極天皇の御事。譲り給つる。孝徳
禰母尊と。大兄注し彦人。大兄。皇子とて。舒明天皇の御
父あり。故皇祖母尊と大兄皇。此御西方の御名入
部。并屯倉を廢せんや置んやと。天皇乃思しめ

や。事。皇太子中大兄。小問せ給つる。御
どの名義なり。既。上件。い。う。入部とあ
り。伊。口。通。ひ。て。親。愛。意。母。を。伊。呂。波
と。り。伊。口。同。と。古。事。記。傳。も。こ。も。さ。れ。が。入
部。共。御。子。代。御。名。代。の。民。の。こ。も。さ。れ。其。民。は。皇
子。皇。妃。の。御。和。領。の。ゆ。り。の。簡。が。出。て。其。家
々。に。仕。ひ。給。ふ。民。あ。ら。ま。さ。る。殊。に。愛。し。な。む。入
つ。ま。中。大。兄。乃。御。答。ふ。天下。を。兼。并。て。盡。く。知
し。食。を。ん。そ。る。天皇のそあり。然る。ふ古。より。御
子代御名代と号けて。皇子后妃等らの御領。給
つ。が。傳。り。今。伴。造。國。造。あ。ら。の。有。て。る。田地
と。あ。り。其。家。々の領所とせり。其御子代御名代
乃。地。の。民。を。其。領。主。我。君。と。して。仕。か。れ。が。天皇の

外。さる私領乃所あも君ありて。國ふ二玉あつが
如し。くくつてん世の治うぐとけさ。みふ没收
給つと奏給ひて。即ち入部五百二十四口。屯倉
一百八十一所を献らしめ給つり。の文。屯倉
の一百八十一
所。あつて。入部
の五百二十四口
の屯倉。その人
數。あつて。れども。こ
の。一百八十一所
の屯倉。を。耕
め。民の。うち。より。諸家。に。仕
ひ。給ふ。丁。を。進。ら。し。め。お
め。と。さ。す。入部。あ。つ。て。屯倉。の。火。あ。ま。き。理。あり。お
れ。より。き。れ。同。紀。に。官。司。所。の。屯。田。を。罷。め。その。屯
田。と。群。臣。及。伴。造。等。に。班。賜。と。ある。班。賜。の。大臣。と
の。外。の。職。分。田。位。田。等。乃。役。給。ふ。班。も。賜。つ。る。事。ふ
了。官。司。乃。屯。田。と。ある。古。つ。の。天皇。に。御。名。代。乃

地の。何とあつ私領とあれる哉。あの中大兄。既
詔を奏し下し定め給つり。その事。第三則。ふ
し。り。御。子。代。御。名。代。に。至。て。ん。み。ま。天皇。乃
親。愛。し。給。ふ。御。方。々。あ。つ。お。急。く。く。り。て。天皇
の。御。名。代。より。も。あ。つ。り。ひ。苦。し。き。所。あり。て。ま。ま
更。ふ。奏。聞。し。て。天皇。の。御。旨。を。窺。ひ。知。り。て。さ。て。後
行。つ。を。給。つ。る。あ。つ。り。

第三則

古つ名田。我あつ。有。つ。る。者。と。大名。と。し。り。此
稱。神。代。に。起。り。さ。る。出。雲。大。社。に。鎮。り。坐。る。神

を大名持命としり。あれ名田をも多く持てまつ
る意の御名あり。古事記傳の説に。名田をおほく
持てまつ。即國を持てまつなれば。大國主神ともい
つり。相對つて知づ。然るも此神皇孫のしるごと
天降まきぐりしるを。素盞鳴尊の御子孫あて。譜
代の名家あり。名田やあまこと有給つり。
也。皇孫乃御天降の時。とく獻り給ひしる。其
外の神々も。此命も随ひて。歸順ししるひしる也。
皇孫のる大八洲を。天照大御神の御任乃し
ふ。御自ら知しめしる。あまのあまのあまの皇孫。

西偏り天降し。御三代の間。日向國に都し給
ひし。うらふ。しるごと皇化四方に及ぶ。大八洲の
うち。邑に君あり。村に長ありて。一統あり。ぎり
ほども。神武天皇。うけて。大御神乃任し給へ
敷旨も違つりと思し食ししる。中國も入り。彼
邑君村長の叛けしを討ち。順つるを懐け。天業を
恢弘給ひ。橿原宮を建。天皇乃御位に即せ給ひ。
功臣も賞し。珍彦を倭國造。劔根を葛城國造。弟
獵を猛田縣主。弟磯城を磯城の縣主と給へり。
此事御子代御名代あまのあまの以前あり。然る
を上件も出さる。しるごと。しるごと。御子代御

名代ハ。天皇并ハ皇子皇妃_{ウチノ}御領。亦ク
 ありハ。臣下ノ領あり由あり。別々云々あり。これ
 を始め_{シテ}。國々ハ國造縣主_{クニノミヤツコ}あり。其功ノ上下。
 其身乃尊卑ハ隨ヒテ任_シ給_フ。其後景行天皇
 乃御代_シ。大國小國ノ國造_ト。大縣小縣ノ縣主_ト
 を定め給_フ。國造ハクニノミヤツコトシ。小
 國を治_ル。御臣_ノノ義あり。後世奴僕_ノトシ。ヤツコ
 ハ限_ラズ。君_ノ對_シテ。臣_トを。縣主_ト縣_ヲを治_ル。主_ト
 縣_トを朝廷_ニ乃御料_トを_シ。され_テ國造縣主_共
 官人_トあり。其國其縣ノ君_ハあり。ねども。古_ク
 ハ伴造_トノ朝廷_ニ仕_ヘり。京都_ニ仕_テ朝廷_ニ仕_ル人_トを伴造_トと_シり。

伴造國造ノ上_ニ居_テ。天皇ノ輔_ト職_ヲを子孫_ニ傳_ヘ。
 佐_ト入_リ大_ニ連_トと_シり。職_ヲを子孫_ニ傳_ヘ。
 世々_ハハ_シ。あ_リ。あ_リ。あ_リ。國造縣主_ト。
 各任_ズられ_テ。國務_ヲを掌_テ。遷轉_ス。子_々孫_々傳_ヘ。
 領_ヲ。あ_リ。あ_リ。あ_リ。國縣_ノ主_ト。
 如_クあり_テ。其國縣ノ民_ヲを。あ_リ。あ_リ。あ_リ。
 あん_ハあ_リ。あ_リ。あ_リ。此國造縣主_ノと_シり。
 此外_ハ。君直_ノ別_ノ稻_ノ置_キ。あ_リ。あ_リ。あ_リ。國々所_々を治_ル。
 官人_{あり}。あ_リ。あ_リ。あ_リ。掌_レ。あ_リ。あ_リ。あ_リ。
 のづ_ラ其國々所_々ノ主_ノ如_クあり_テ。民_ヲを
 のが_リの_とあ_んあ_せり_{。是}等_ノと_シり。

び景行乃御子のとも古事記云々其餘七十七
王も悉國々の國造亦和氣及稻置縣主一給つ
りと見え。皇子返きも。かく國を治る官不任け
給つり。第二則よりいへる如く。皇子返ハ。御子代
異り。皇子返を官人として給つるあり。さるハ後
世。皇子とつくとも。ハ省卿もあり。國の太守も
も任給つる。此事を書紀ハ。天皇乃男七十餘
子。皆國郡不封むとあり。實ハ封せられ給つる不
ハあらねども。代々其所不居て。其所の主の如く
みゆるより。書紀ハ。封字もりま給つる。その不
り。ま。姓氏録ハ。佐伯直ハ成務御世針間國を中

分あり給つり。仍て針間別と謂ふとある。別ハ
尸あれと。その官名乃姓ハあれども。其家ハ。
其官を世々ありて。播磨を私領し。そのあ
り。されバ安閑紀ハ。三島縣主飯粒。良田四十町
を朝廷不献り。葛城乃宅を圍臣。雄畧天
皇よりてまのり。同ハ。みふ其掌。と云。地茂。
かのグをのとき。みあんあり。み。こ。於
て第二則よりいへる如く。朝家の御蔵入。ヤ。く。戒
り。り。孝徳天皇。く。威權臣下
み。公家の御稜威。あ。思

めして。大化元年の九月に。官使を諸國に遣はし
て。その民の元數を録せしめ給ひたり。され公民や
私民との數を一一給ひふあり。此事書紀にみ
ゆ。かくて詔し給ひて。古の御代々々。標代の民
を置給ひたりとも。皇族に限りともあり。故に臣連等
は。さうともあられども。勲功を賞給ひて。その人
の地を封し給ひたりともあり。また地を給ひたり人。即
其所乃國造縣主あどもを任給ひたりともあり。人
の所々の主とあり。情をまゝりせて民をうりけり。人
國縣を己が財として。其食をうりて。他人乃

知行きり。勝示を越え争ふまゝ。合戦をまゝ。及
びて。強きもの。數萬頃の田所を領し。弱きもの
の容針がらう。その土地をも有てり。とあり。たぬや
うふあり。ゆまつ。遂に。調賦を貢進せり。あるも。
まづ。自己の庫に收斂て。然て。その殘物を。朝廷の
御倉のやわらち進つとあり。と。伴造國造
等が。各所領を恣り。有て。殘詔給ひて。さて。同
ま二年乃正月甲子朔。改新乃詔を宣給ひたり。そ
の昔在天皇等の所立り。子代の民。處々乃屯倉ま
と別臣連伴造國造の所有部曲乃民所々の田莊

を罷て。これより後ら。食封を賜むと云々。こゝろ
み於て。皇子后妃を始め。諸臣の祖先より有ち来
たる所の領地を。盡く公家より没收し給つり。近
明治
二年。將軍家諸大名。版籍を朝廷に奉り
し。全く孝徳天皇の御代の。改新の御政と同一
ありき。故實に暗き人。免むをれば。舊習を得
て。御制度を。護り給つり。後言つ人もあり。恐
れ給つり。即ち大八洲。天照大
御神の皇孫に任し給つる古より。復り。郡縣乃
御政ありと云々。

第四則

郡縣の御政を。叙め給ひし事ども。孝徳紀に載ら
れ。天智天皇に御代に至り。令二十二卷を撰むを
給つる。弘仁格の序に書れり。全くこれ
が為ありき。此書もや。散逸たれば。後世ありて
古への郡縣の御制度を。窺ひ知つべき。今傳
る所の養老令の外あり。其令あり。予標注を加
て刊行せり。是を讀て。内あり。百官を置き。外あり
國司を任せ。官人あり。位祿を給ひ。庶民あり。口分
田を班ちて。天下に一撮の土をも有らざる人あり
らば。ありしことを知べし。然らば。代替り年

經隨ひ。何れと弊起りて。大臣の封戸も。後給の地あねども。おのづから私領の如くあり。攝政關白叙りてより。いづれ天皇も。太政を自ら行もせ給ふ。能く罷りて。天下の藤氏の掌握とあり。國司も。其家小の諂らひて。朝廷の宰事ミヤモチ戎弁つど。さうさく。公家の御藏入り。戒ど。後三條天皇御在藩の時より。深くおれを憂へ。惡し給ひ。御即位のさうめ。延久元年。詔して。新立の莊園を停止せしめ。其後引續きて。記録所を置を給つ

り。此事を愚管抄。延久の記録所とて。始め置れり。諸國七道の所領の。宣旨官府も。あて。公田をかきむ事。一天四海の巨害ありと聞し。めし。はめてありける。即宇治殿の時。一所の御領々々。一野と。關との。莊園諸國。みらて。受領の法と。め。受領と。國。堪。難し。あ。り。我聞し。めし。を。ち。そ。う。け。る。み。め。と。さ。て。宣旨を。下。され。て。諸人領知の莊園の文書を。め。さ。れ。け。る。と。あ。り。て。攝家の權威。任。を。私領を。多。く。置。れ。り。は。ど。我。知。づ。お。な。う。の。公卿も。お。れ

ふ倣ひてほろくく。こゝに領地を構へたり給つる
 と。諸書に散見せり。惜し武後三條天皇。を中へ崩
 御す。御志とげ行をせられむ。御存生て
 かたへゆさる。孝徳の御代の如き。御所置もあり
 ぬづきゆれを。次の御門を白河天皇と申せり。後
 三條の御子あり。その御性質。や父帝の風あり
 一し。御落飾の後佛法の迷をせ給ひ
 て。大日本史に記されしを見らふ。所慶畫佛五千
 四百七十餘幅。文六佛像一百二十七軀。等身佛像
 三千一百五十軀。三尺以下佛像二千九百三十餘

軀。七寶塔二十一基。小塔四十四萬六千六百三十
 餘基。とあり。これのみも民の膏血を絞る。造ら
 め給つるあり。これをもも菩提の種とあらめ
 一けん。叡慮のわざと。恐れられどあきし。けり
 け。とどかくのわざと。佛法をのこさる。給
 ひ。天下のらり。あれりとも。知れぬほど。子。
 源賴義。其子義家。陸奥出羽を討あひ。國民を
 撫愛し。關東の將士。こゝ心を傾け。服従
 一。源氏の家禮を執らぬ。あらびあり。あけり。然
 るに白河天皇崩御。後朝威す。衰つて。諸

國の租賦も期限の如く入京せむ。并せむ私領の諸物も催促ふ應せむありはく。やうく年月を經つがうらみ。保元平治の大亂とありて。源賴朝伊豆の國に流されし。關東に賴義以来の因縁あり地あり。恩顧の武士ども。われを取立。大軍を起し。平家を討ち滅しけり。此時賴朝。京都に歸りのぼらむ。府を鎌倉に闢き。奏請して。平家の殘黨を探索せむ。ふかきはけ。鎌倉祇候の武士を以て。朝廷御料の守護に補し。諸家私領の地頭を任して。ぶづり。あまを總轄し。諸國を殘す

隈も。知り行ひし。天下ごとく。武家のを乃く如くありふり。これ幕府に濫觴あり。これより以来。世の人。天下の主を將軍家ありと乃き思ひて。上は朝廷ある事。我知らむあり。後醍醐天皇震怒あらせられ。一をび關東を誅伐し給ひて。王政を復し給ひし。程もあく亂れて。もとより。世乃中あり。足利氏の中葉より。殊に群雄四方に跋扈し。將軍もあつ。ひまあり。果し。織田豊臣を經て。徳川氏に至り。その羣雄を。或は滅ぶ。或は従へ。二百餘の大名と

定めあり。國郡を殘つ所あり。班ち與つたり。朝家の御蔵入。その時不至て。以てあらば。果ぬ。事四則の事ともの。人よく知る。されぬ大名乃稱神代よりありといひし。御名代あどく。へ事うをり。朝廷より給ふらぬ名目あり。中古將軍家より徒ひ。鎌倉ふ出仕せし。武士乃稱あり。ちと。東鑑あり。知らる。昔の鎌倉武士乃うちあり。殊ふをられし。北條時政あり。此人のこと。我増鏡ふ民といひり。その文第一。あれあり。大名の民の名田をあり。兼并して持し。

者のあり。我知る。然るを世乃人さる。ゆあり。稱といふ。支那の古。諸侯の号をとりて。此方の群雄より負せし。皇朝に於て。諸侯といふべき者。一人も無く。彼群雄といふ。皆大名あり。大名持命の大名不同。朝廷より命。給ふ。私稱あり。思ふ。故に此度。その大名の私領を悉く廢せらる。更し。新制の御さ。上件。委し。如く。孝徳天皇乃御代の。芳躅。遵。給ふ。再。大變革あり。猶一向の民

ことし給り侍。尊まひ華族。卑まひ士族と。まひ殊
 ある名稱を給つる。あれども古しくふれあ
 あり御恩頼あり。仰ぎまふと。なまふは
 まで。つらつ。世の始を思つた。天照大御神より皇
 孫に任し給つる大八洲あれが。その御裔乃天皇
 我置奉りて。一撮の地をも。私に領する人々
 づらね理乃まふ。版籍とくを朝廷に復り
 ころ。こふ於て君の國持の訓義明らふ。こふ
 ころ。一君上り垂拱とまひ。民たこ田持の訓
 義のまふ。各其田をあの有とく。下ふ服従

奉りかしの如く治りぬ。ふ實と類ひあき皇國
 ころびや

123
251

陸軍醫部
海軍病院
醫學校

官版御用所

拙舗累世書籍ヲ常キ近年醫書及ヒ翻譯書ヲ專
ニス都鄙一般醫學大家著述ハモテ所アリバ多
クハ拙舗ニ發兌ヲ命セラリ故ニ海内新刻ノ醫
書ハ必ス備エテ以テ漏スナカラニス仰キ
願クハ書ヲ求メテノ諸君子高顧アラントラ

東京馬喰町二丁目

英蘭堂 島村利助

董邨本多徵書

Handwritten signature or mark

